

【答申の概要】 諮問第 165 号

「市街地再開発事業に関して回答を求める文書に対する県の回答に係る文書の非開示決定に対する異議申立て」

件名	市街地再開発事業に関して回答を求める文書に対する県の回答に係る文書の非開示決定に対する異議申立て
本件対象文書	平成 18 年 12 月 5 日付静岡駅南口第二地区市街地再開発事業に関する「是正の勧告」の回答について
非開示理由	条例第 11 条第 2 項（文書不存在）
実施機関	静岡県知事（市街地整備課）
諮問期日	平成 22 年 2 月 4 日
主な論点	請求内容を確認した作業、対象文書を不存在とした判断に不合理、不自然な点はないか。

**審査会の結論**

実施機関の決定は、妥当である。

**審査会の判断**

1 開示請求の内容について

異議申立人は、「平成 18 年 12 月 5 日付静岡駅南口第二地区再開発事業に関する「是正の勧告」の回答について 申請書について、庁内で審議した文書等関係書類全て」を対象として開示請求し、これに対し実施機関は、請求内容の記述が広範であったため、その具体的内容を電話で異議申立人に問い合わせたところ、「回答を決裁したりん議書及び添付書類」であると確認した。確かに、異議申立人の開示請求における「…等関係書類全て」のような記述は、書類の作成主体を問わず過去のすべての関連文書も含み得るものであり、請求の具体的内容を確認して対象文書の範囲を画していくことには合理性が認められるものである。したがって、実施機関がそのような確認作業をした結果、請求の具体的内容として、本件請求内容を「回答を決裁したりん議書及び添付書類」であると捉えたことは、特段不自然であるとまではいえない。

2 対象となる文書が不存在との判断について

本件意見書に対し、文書で回答されていないことは、開示請求した異議申立人と実施機関との間で争いがなく、そうだとすれば、回答書のような文書を決裁したりん議書は当然ないこととなる。また、争いのある部分であるが、実施機関が主張するように既に以前の回答文書で回答済みとの趣旨で即日口頭回答されたとしても、又は異議申立人が主張するようになんらの趣旨、方法によっても未回答のいずれであったとしても、実際に回答するためのりん議書は作成されていない可能性が高いと考えられる。したがって、請求の対象である公文書が本件請求内容に沿ってりん議書という形式の整ったものであるとする限り、対象となる文書は存在しないとの実施機関の主張に特段不合理、不自然な点は見られず、不存在を理由に非開示とした実施機関の決定は妥当である。

3 付言

当審査会は、開示請求の具体的内容を「回答を決裁したりん議書及び添付書類」に絞ったことは、一応の合理性があると判断して、上記の結論に至ったものであるが、異議申立人は、当初、広い範囲の文書を対象に開示請求をしており、実施機関が参照したような本件記録が存在するにもかかわらず、請求内容を絞った結果、対象文書が不存在となったことに、若干の違和感を感じないわけではない。加えて、異議申立人の意見陳述からは、請求している内容は、実施機関でどのように回答するかについて検討・りん議している文書、それまでの経緯を含め、検討の材料となったはずの添付文書などとの趣旨を述べており、必ずしもりん議書という文書形式にこだわっていないこと、及びそれが実施機関にうまく伝わらなかった可能性も伺われた。

条例第 3 条が、実施機関に対して「公文書の開示を請求する権利を十分に尊重する」ように求めていることなどにかんがみ、どのような文書が実際に存在するのか的確に把握することが困難な県民の文書開示に対する権利を実効あらしめるよう相当の配慮をすべきである。

したがって、本件については、実施機関は、仮に異議申立人から本件記録を含めたその他の情報について照会などがあれば、誠実に対応すべきである。